

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和7年10月9日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討		立案基礎文書	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表のとおり	別表のとおり	10年	
	(2) 制定又は改廃	ア	規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書					規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料
		イ	下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本					下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本
	(3) 官報公告		官報公告に関する文書					官報公告の写し
	(4) 解釈又は運用の基準の設定		解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書					逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引
(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用		制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引					
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア	立案基礎文書	基本方針、基本計画				
		イ	通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案				
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用		最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引				
3 執行官の職務、監督等に関する事項	執行官の職務、監督等に関する業務	ア	執行官の職務、監督等に関する連絡文書	一時的通達	執行官（事務）	連絡文書	5年	
		イ	執行官の職務、監督等の状況が記録された文書	報告書		職務、監督等の状況		
						執行官（連絡文書）（〇〇年度）		
						執行官（職務、監督等の状況）（〇〇年度）		

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
4	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達	調停委員等（事務）	連絡文書	調停委員等（〇〇年度）	5年
5	職員の人事に関する事項	(1) 俸給その他の給与に関する業務	人事帳簿	出勤簿	職員人事（事務）	人事帳簿	出勤簿（〇〇年度）	5年
		(2) 能率に関する業務	職員の健康及び安全管理に関する文書	勤務時間の状況に関する文書		能率	能率（超過勤務状況記録カード）（〇〇年度）	3年
6	訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟務一般	訟務一般（〇〇年度）	5年
		(2) 民事に関する業務	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達		民事	民事（〇〇年度）	5年
		(3) 商事に関する業務	商事実体法及び会社更生、商事非訟その他の商事に関する連絡文書	一時的通達		商事	商事（〇〇年度）	5年
		(4) 調停に関する業務	調停（家事調停を除く。）に関する連絡文書	一時的通達		調停	調停（〇〇年度）	5年
		(5) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達		行政事件	行政事件（〇〇年度）	5年
		(6) 家事に関する業務	家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達		家事	家事（〇〇年度）	5年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
	(7) 弁護士及び弁護士会に関する業務	弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時的通達		弁護士	弁護士 (〇〇年度)	5年
	(8) 事件報告に関する業務	裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書		事件報告	事件報告 (〇〇年度)	5年
	(9) 官報掲載に関する業務	官報掲載に関する連絡文書	一時的通達		官報	官報 (〇〇年度)	3年
	(10) 事件記録の保存に関する業務	ア 事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達		記録保存	記録保存 (〇〇年度)	5年
		イ 事件記録及び事件書類の特別保存の要望に関する文書	要望書、選定委員会の意見具申に関する文書、同意見を受けた裁判所の長の認定に関する決裁文書、記録の保存の在り方に関する委員会に対する求意見書、記録の保存の在り方に関する委員会からの意見書、同意見を受けた裁判所の長の認定に関する決裁文書、同委員会宛て結果報告書、要望を申し出た者への通知書、特別保存に付さない認定で終了した場合の確認票			特別保存	特別保存 (〇〇年度)
	(11) 訟廷事務等に関する業務 ((1)から(10)までに該当するものを除く。)	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書		連絡文書	訟務 雑A (〇〇年度)	5年
		訟廷事務に関する業務についての一時的文書			事件記録の廃棄、検査等	記録廃棄 (〇〇年度)	
						特別保存 (既に特別保存に付する認定が行われた事件等に係る要望書) (〇〇年度)	5年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間		
				大分類	中分類	名称 (小分類)			
			イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助（嘱託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡		国際司法共助	国際司法共助（〇〇年度）	1年	
						行政共助	行政共助（〇〇年度）		
					雑	訟務 雑B（〇〇年度）			
		ウ	国を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に関する文書	訴訟係属通知、争訟事件の資料調査回答書、訴状の写し、期日呼出状の写し、答弁書の写し、準備書面の写し、各種申立書の写し、口頭弁論調書の写し、証人等調書の写し、書証の写し、判決通知、判決書の写し、和解調書の写し、上訴申立通知		争訟事件資料	争訟事件資料（〇〇年度）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	
7	会計に関する事項	(1)	ア	物品に関する文書	物品請求書、物品修理等請求書、物品受領書、数量調査書	会計（事務）	物品	物品（複合機用プリント認証カード貸与簿）（〇〇年度）	1年
			イ	会計帳簿	物品管理簿、物品出納簿、物品供用簿		会計帳簿	ICカード乗車券使用簿（〇〇年度）	3年
		(2)	役務に関する業務	録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知	役務（録音反訳）	役務（録音反訳）（〇〇年度）	5年	
		(3)	会計に関する業務（(1)及び(2)に該当するものを除く。）	会計に関する業務についての一時的文書	交換簿、郵便切手交換希望票	予納郵便切手	予納郵便切手（〇〇年度）	1年	
8	裁判統計に関する事項	統計の作成に関する業務	裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書	統計（事務）	資料	資料（〇〇年度）	3年	

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
9 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務		庶務帳簿	庶務（事務）	庶務帳簿	公印簿	常用	
		(2) 文書の管理に関する業務	ア		文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	文書（連絡文書）	文書（連絡文書）（〇〇年度）
	イ		文書の廃棄の意思決定が記載された文書		廃棄目録	文書（廃棄）	文書（廃棄）（〇〇年度）	
	ウ		文書の保存期間等が定められた文書		標準文書保存期間基準（保存期間表）	文書（保存期間基準）	文書（保存期間基準）（〇〇年度）	
	エ		文書の管理状況の点検及び監査に関する文書		実施要領、実施結果に係る報告文書	文書（点検監査）	文書（点検監査）（〇〇年度）	
	オ		庶務帳簿		当直文書受付簿	庶務帳簿	当直文書受付簿（民事）（〇〇年度）	3年
	(3) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア	情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書		一時的通達	情報（連絡文書）	情報（連絡文書）（〇〇年度）	5年
		イ	情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書		通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書		情報（届出等）	
	(4) 庶務に関する業務（(1)から(3)までに該当するものを除く。）	ア	庶務に関する業務についての一時的文書		一時的通達、連絡文書	雑	庶務 雑A（〇〇年度）	5年
		イ	庶務に関する業務についての一時的文書		連絡文書		庶務 雑B（〇〇年度）	1年
		ウ	庶務帳簿		事務処理の委任等に関する文書		庶務帳簿	事務処理の委任等に関する文書

- (注)
- 「事項」は、司法行政文書を作成すべき事項を、業務ごとに記載する。
 - 「業務の区分」は、事項に係る業務をその段階ごとに区分して記載する。
 - 「業務に係る司法行政文書の類型」は、2により区分された業務に係る司法行政文書を類型化して記載する。
 - 「司法行政文書の具体例」は、2により区分された業務において、法令により作成が義務付けられている司法行政文書、慣行により作成されている司法行政文書等を記載する。

(別表)

項番	中分類	名称 (小分類)
1	執行官	執行官（通達等）（〇〇年度）
2	調停委員等	調停委員等（通達等）（〇〇年度）
3	訟務一般	訟務一般（通達等）（〇〇年度）
4	民事	民事（通達等）（〇〇年度）
5	商事	商事（通達等）（〇〇年度）
6	調停	調停（通達等）（〇〇年度）
7	行政事件	行政事件（通達等）（〇〇年度）
8	家事	家事（通達等）（〇〇年度）
9	事件報告	事件報告（通達等）（〇〇年度）
1 0	記録保存	記録保存（通達等）（〇〇年度）
1 1	訟務関連文書	訟務関連文書（通達等）（〇〇年度）